

札幌市長 様

令和 ○ 年度

役務名 ○○○○……………業務

令和 ○ 年 □ 月分 報告書

受託者 ○○……………株式会社 社判

様式1

点検・整備総括表

機場名

記録年月日 令和 年 月 日

業務責任者

作業分類	点検 (月)		管理運転	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	主要機器	名称(番号)		形式	口径	設置年月日
	開始	令和 年 月 日 時 分								
作業期間	終了	令和 年 月 日 時 分								
作業内容										
所見	【概況】				【改善された項目】(部品等の交換を含む)					
	【新たな不具合】									

点検・整備詳細記録表

機場名

記録年月日 令和 年 月 日

点検結果の評価基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは清掃にて対応できる。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある（調整、給油、塗装などが必要）。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（取替、更新、整備）が必要である。

※不具合・故障等の復旧を確認した場合、処置結果にその旨を記載すること（評価は○とする）。

設備区分	機器名	写真番号	評価	内容状況	処置結果

様式3

運転記録表（1）

機場名

記録年月日 令和 年 月 日 (天候) (外気温度 °C) (室内温度 °C)

運転方式	<input type="checkbox"/> 通常運転	<input type="checkbox"/> 管理運転					
管理運転方式	<input type="checkbox"/> 全水量運転	<input type="checkbox"/> バイパス管循環運転	<input type="checkbox"/> 締切運転		<input type="checkbox"/> 機器単独運転		
燃料使用量	計	(L)	主エンジン	(L)	自家発エンジン	(L)	燃料給油量 (L)
潤滑油給油量	計	(L)	主エンジン	(L)	減速機	(L)	その他 (L)
運転回数		1	2	3	4	運転操作時間	アワーメータ等の読み(運転終了時)
水位	内水位 (m)	→	→	→	→		
	外水位 (m)	→	→	→	→		
機器名		時刻	時刻	時刻	時刻	計	
運転	主ポンプ	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
	自家発電機	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
操作	除塵機	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
	吐出槽ゲート (開閉)	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
操作	吸水槽ゲート (開閉)	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
	ゲート (開閉)	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
		No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	Hr
	No.	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :		Hr

様式4

運転記録表 (2)

機場名

記録年月日 令和 年 月 日

様式5

故障記録表

機場名

記録年月日 令和 年 月 日 記録者氏名

故障発生 年月日時	故障発生まで の運転時間	修理完了 年月日
故障 発生 箇所	・故障設備名	・故障原因
		・対策内容
故障 状況 (写真 ・ 図面)	故障原因 ・対策内容	改良要望事項等
	施工業者名	施工金額 (税込)

様式6

設備の改良・更新記録表

機場名

記録年月日

令和

年

月

日

記録者氏名

工事名		工期		業者名		作業完了年 月 日	
改 良 ・ 更 新 対 象 設 備 ・ 機 器 名				処 理 内 容			

余 白

[写真番号]

No.

[機場名称]

[撮影箇所・機器名称]

[状況説明]

余 白

[写真番号]

No.

[機場名称]

[撮影箇所・機器名称]

[状況説明]

余 白

[写真番号]

No.

[機場名称]

[撮影箇所・機器名称]

[状況説明]

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備・ゲート設備

施設名: 米里排水機場

点検月日: 令和 年 月 日

点検方法: 点検

【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)」の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートに網掛け表示の上、「致」と示している。
- (3) 点検方法には、月点検(目視点検、管理運転点検)、年点検、運転時点検、臨時点検、定期整備があり、その内容は以下のとおりである。

【点検方法】

- (1) 月点検は、設備の管理運転により設備全体の機能、状態の把握を行う管理運転点検を原則とする。管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。また、管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。
- (2) 目視点検は、管理運転が出来ない範囲及び凍結対策を行った冬期間において、設備等の外観の異常や前回点検時以降の変化の有無について確認する。冬期間は、凍結、積雪による損傷がないか等の確認も行うものとする。
- (3) 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、機器の運転時に実施する点検項目は()書きで示しているが、管理運転ができない場合は月点検の目視点検項目を実施する。
- (4) 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。
- (5) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。
- (6) 定期整備は、機器の健全度評価結果や過去の実績等により実施時期を定めて行う手法による分解整備等の内容である。

【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。なお、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。なお、定期整備の点検項目は非表示としている。

1 監視操作制御設備 1-1 遠隔・機場集中監視操作盤 (グラフィック型)						
---	--	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	—	目視	指触

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 補機動力盤(2) (AP2)

機種形式： 機場集中監視操作型(グラフィックパネル型)、自立型

※3 点検結果の判定基準		※4 傾向管理
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	○
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。	

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目視	年 管 理 運 転 檢	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
遠 隔 ・ 機 場 集 中 監 視 操 作 型 (グ ラ フ イ ッ ク 型)	致	全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。			
		盤面	扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フリタに目づまりがないこと。			
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	致	盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体の緩み。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読み不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
	致	指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、バーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	特記事項	グラフィックパネル	表示灯点灯の確認	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			表示器表示の確認	E	E	(E)	E	E	発・受信の指示が一致していること。			

注) 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

施設名：米里排水機場

点検実施日： 令和 ○ 年 □ 月 ▽ 日

1 監視操作制御設備 1-4 機側操作盤

機器名: 1号・2号主ポンプ機側操作盤 (LCB-1, LLCB-2)

機種形式: スタンド型

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)
X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
A 調整 M 測定 T 増縮 H 指触
D 効果確認 S 聴診 点検対象外

注)Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
✗	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名：米里排水機場

点検実施日： 令和 ○ 年 □ 月 ▽ 日

1 監視操作制御設備 1-4 機側操作盤

機器名： 系統機器用機側操作盤（LCB-3、LCB-4、LCB-5）

機種形式: スタンド型

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)
X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
A 調整 M 測定 T 増縮 H 指触
D 動作確認 S 聴診 — 点検対象外

注)Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする

※3 点検結果の判定基準
○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
✗ 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管理運転 点検	臨時 点検	運転時 点検	※ 空気圧縮機 真空ポンプ 燃料移送ポンプ						
機致側操作盤	全般		動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
	盤面		発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆・汚れがないこと。					
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	ハンドル、蝶番、ストッパー等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目つまりがないこと。					
	盤内		汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。					
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。					
			シーケンスチェック	-	E	D	-	-	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。					
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	盤内機器の取付、筐体の緩み。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。					
			端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。					
			端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落、読み取り不良のないこと。					
致	操作スイッチ		動作確認	-	H	(H)	H	-	動作不良、誤動作がないこと。					
			取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。					
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。					
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。					

1 監視操作制御設備 1-4 機側操作盤					
-------------------------	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 機側操作盤(建築設備) (LCB-6)					
--------------------------	--	--	--	--	--

機種形式： スタンド型					
-------------	--	--	--	--	--

※3 点検結果の判定基準					
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。				
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。				
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。				

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検				
機 致 操 作 盤	機 致 操 作 盤	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。		
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。		
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、ストップ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。		
			汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。		
	致 操 作 盤	盤内	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。		
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。		
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。		
			機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体の緩み。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。		
		盤内器具	端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。		
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読取不良のこと。		
	致 操 作 盤	操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。		
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。		
特記 事項		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。		
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。		

注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

1 監視操作制御設備
1-5 助継電器盤

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名：補機動力盤(1) (AP1)

機種形式：自立型

※3 点検結果の判定基準	※4 傾向管理
<input type="radio"/> 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	
<input type="triangle"/> 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	
<input type="times"/> 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。	<input type="radio"/> 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要	
				月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
				目 視	管 理	運 転	檢					
補 助 繼 電 器 盤	全般		動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面		発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	ハンドル、蝶番、スマート等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
	盤内		汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	-	E	D	-	-	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具		機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落、読み取り不良がないこと。			
操作部	操作スイッチ		動作確認	-	H	(H)	H	-	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
	指示計		動作確認	-	E	E	E	-	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯		点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	運転時間計		指示状態	-	E	(E)	E	-	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
	タイマ		動作確認	-	-	D	-	-	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	-	-	E	-	-	所定の設定値にセットされていること。			
PLC	補助継電器	取付状態、汚れ、変色	動作確認	-	-	D	-	-	動作不良、誤動作、異音がないこと。			
			動作状態	-	-	E	-	-	取付、接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。		(シーケンスチェック)	
		動作状態	-	-	D	-	-					
	PLC	電源電圧の確認	-	-	E	-	-	電源電圧に異常がないこと。				
		入力信号の確認	-	-	D	-	-	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(シーケンスチェック)	
特記事項			出力信号の確認	-	-	D	-	-	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(シーケンスチェック)
			内蔵電池	-	-	E	-	-	推奨交換時期を超過していないこと。			

注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

施設名：米里排水機場

点検実施日： 令和〇年12月△日

1 監視操作制御設備 1-5 低圧受電盤

機器名： 低圧受電盤 (LP)

機種形式：自立型

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)
X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
A 調整 M 測定 T 増築 H 指触
D動作確認 S 聴診 - 点検対象外

注)Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない限り数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

1 監視操作制御設備 1-8 系統機器盤					
-------------------------	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)					
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴診	—	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 1号・2号主ポンプ盤 (PP1・PP2)、換気動力盤 (LFP)

機種形式： 自立型

※3 点検結果の判定基準					
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。				
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。				
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。				

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装 置 等 の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2				判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目 視	年 管 理 運 転	運 転 点 検	臨 時 点 検				
系 統 致 機 器 盤 (リレー型・PLC型)	致	全般	動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。		
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
		盤面	発錆、汚れ	—	—	E	—	—	発錆・汚れがないこと。		
			扉の開閉、施錠	—	—	H	—	H	ハンドル、蝶番、スタッパ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。		
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	—	—	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。		
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。		
			接地抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下であること。		
			シーケンスチェック	—	E	D	—	—	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。		
			保護継電器の動作	—	—	D	—	—	整定値での動作が正常なこと。		
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	—	—	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。 汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。		
			端子、端子台の状態	—	—	E	—	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。		
			端子符号の脱落	—	—	E	—	—	脱落、読取不良ないこと。		
		操作スイッチ	動作確認	—	H	(H)	H	—	動作不良、誤動作がないこと。		
			取付状態、汚れ	E	E	E	—	—	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。		
		指示計	動作確認	—	E	E	E	—	零点及び指示計値が正常なこと。		
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。		
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。		
			取付状態、汚れ	—	—	E	—	—	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。		
		タイマ	動作確認	—	—	D	—	—	設定時間で正常に動作すること。		
			設定値の確認	—	—	E	—	—	所定の設定値にセットされていること。		

2 主ポンプ設備

2-2 横軸ポンプ

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聽診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:	主ポンプ
機種形式:	横軸斜流
※3 点検結果の判定基準	※4 傾向管理
<input checked="" type="radio"/> 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
<input type="radio"/> 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	
<input checked="" type="radio"/> 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。	

2 主ポンプ設備

2-6 主配管・弁類(主配管、電動弁、逆流防止弁)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 電動吐出弁、主配、フラップ弁ほか

機種形式: バタフライ弁、鋳鉄管ほか

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

3 主ポンプ設備駆動設備						
3-1 主原動機(ディーゼル機関)						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外	目視

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名:	主ディーゼル機関
機種形式:	4サイクルディーゼル機関(空冷)
※3 点検結果の判定基準	※4 傾向管理
○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。	○
× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。	

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	No. 1	No. 2			
全般	機関本体致	ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	-	S (S)	S	-	-	異常音のないこと。			
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。			
		台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	-	緩み、損傷がないこと。			
			水平度	-	-	-	-	-	運転に支障のないこと。			
		シリンダヘッド	ヘッドガスケットの劣化	-	-	-	-	-	劣化がないこと。			
			弁の摩耗バネのへたり	-	-	-	-	-	摩耗、へたりがないこと。			
			タペットの間隙	-	-	A	-	-	タペットの間隙(ピストン圧縮・TOPでチェック)			
		クランク室	シリンダライナの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。			(連結棒本体、歯車、ピストンプッシュを含む)
			コンロッドメタルの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。			
	機関本体致	過給機	クランクシャフトの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。			
			クランクシャフトメタルの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。			
			ボルトの緩み	-	-	T	-	-	緩みがないこと。			
			カム軸の摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。			
			デフレクション	-	-	M	-	-	計測値がメーカーの規定値以内であること。		○	
			クランクシャフトの固着	-	D	-	-	-	引っかかりがないこと(ターニング)。			(歯車、軸受含む)
		ピストン	ピストンの摩耗	-	-	-	-	-	異常な摩耗がないこと。			(ピストンピン、排気弁装置部、排気弁本体含む)
			ピストンリング摩耗	-	-	-	-	-	異常な摩耗がないこと。			
		調速機	調整	-	-	-	-	-	調整(ガバナバネ、速度設定ハンドル、軸受け、潤滑油、燃料ラック、駆動歯車を含む)			
		外部軸受	油量	E	E	E	E	-	油量が適切であること。			(フライホイール含む)
			振動(速度)	-	M (M)	M	-	-	異常な振動が発生していないこと。		○	
			温度	-	H (H)	H	-	-	異常な温度になっていないこと。			
		遠心クラッチ	摩耗	-	-	-	-	-	摩耗していないこと。			
		冷却水系統致	動作確認	-	E (E)	E	-	-	正常に動作すること。			
			摩耗	-	-	-	-	-	摩耗していないこと。			
			振動	-	H (H)	H	-	-	異常な振動が発生していないこと。			
			摩耗、劣化	-	-	E	-	-	摩耗、劣化していないこと。			
			配管漏れ	E	E (E)	E	E	-	漏れがないこと。			
			配管腐食	-	-	E	-	-	腐食していないこと。			
			配管振動	-	H (H)	H	-	-	異常な振動が発生していないこと。			
			バルブ開閉	-	-	E	E	-	開閉できること。			
			バルブ劣化	-	-	-	-	-	劣化していないこと。			
			空気抜き	E	E (E)	E	-	-	空気抜き			
		温調弁	作動	-	E (E)	E	-	-	正常に作動していること。			
			漏れ	-	E (E)	E	-	-	漏れがないこと。			

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果		※4 傾向 管理	摘要
				月点検	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検			No.	No.		
				目 視	管 理 運 転 点 検	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検			1	2		
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					(潤滑油系統含む)
			作動	—	S (S)	S	—	正常に作動すること。					
			配管漏れ	E	E	E	E	漏れがないこと。					
		初期潤滑油ポンプ	作動	—	S (S)	S	—	正常に作動すること。					(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	絶縁劣化していないこと。					
			振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
		機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	—	油量が適切であること。					(オイル交換は2年毎)
			オイルパン内腐食	—	—	—	—	腐食していないこと(タンク内清掃は2年毎)。					
		潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	異物がないこと。					
			エレメント	—	—	E	—	異物がないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)
		潤滑油冷却器	漏れ	E	E (E)	E	—	漏れがないこと。					
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	腐食していないこと。					
			劣化(エレメント)	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	消耗していないこと。					
			ドレン	—	—	A	—	ドレン排出。漏水の確認。					
		潤滑油	温度	—	M (M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。			○		
			圧力	—	M (M)	M	—	圧力が正常であること。					
			性状分析	—	—	M	—	性状分析					
		燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	H	—	引っかかりがないこと。				(空気混入、タップト、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	—	—	A	—	気泡がないこと。					
			ブランジヤ・吐出し弁劣化	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	E	E (E)	E	—	漏れがないこと。					
			異物混入	—	—	E	—	異物がないこと。					
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	E	—	緩みがないこと。				
			噴射時期	—	—	M	—	噴射時期が適切であること。					
		燃料濾過器	内部清掃	—	—	C	—	水分、異物がないこと。					(水分チェック)
			エア抜き	—	—	A	—	気泡がないこと。					
			エレメント	—	—	E	—	異物がないこと。					
		燃料弁	噴霧テスト	—	—	A	—	噴霧テスト噴口(詰り、後タレチェック)					
			摩耗	—	—	—	—	摩耗していないこと。					
			漏れ	—	E (E)	E	—	漏れがないこと。					
		高圧管	管内エア抜き	—	—	A	—	気泡がないこと。					
			漏れ(亀裂)	—	E (E)	E	E	漏れ(亀裂)がないこと。					
			振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
		燃料供給ポンプ	摩耗	—	—	—	—	摩耗していないこと。					
			腐食	—	—	E	—	腐食していないこと。					
			漏れ	E	E (E)	E	E	漏れがないこと。					
			振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
		配管	ドレン量	—	—	E	—	ドレン排出					
			作動	—	E (E)	E	—	正常に作動していること。					
			漏れ	—	E (E)	E	—	漏れがないこと。					
			配管劣化	—	—	E	—	劣化していないこと。					
		電磁弁・減圧弁	配管漏れ	—	E	E	E	漏れがないこと。					
			配管腐食	—	—	E	—	腐食していないこと。					
			作動	—	E (E)	E	—	正常に作動していること。					(30k用電磁弁の分解は年点検)
		始動弁	損傷、劣化	—	E	E	—	著しい損傷、腐食及び劣化がないこと。					
			エア漏れ	—	E	E	E	漏れがないこと。					
			エア漏れ	—	H (H)	H	—	漏れがないこと(始動15分後接続配管に)					
		停止用エアピストン	作動確認	—	—	W	—	正常に作動していること(機関装着後)。					
			PTO始動(エアラン)	—	—	D	—	正常に作動していること。					(全シングダ)
		停止用エアピストン	作動	—	D	W	D	正常に作動していること。					
			空気漏れ	—	E (E)	E	—	漏れがないこと。					

装 置 区 分	※1 装置 等の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検			No.	No.			
				目 視						1	2			
計 装 機 器	致	センサ類 (温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
	致	ゲージ類 (温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					
			潤滑油温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					
			排気温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。				(バラツキチェック)	
			冷却水圧力計指示	—	E	(E)	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			潤滑油圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			回転計指示	—	E	(E)	E	—	零点及び指示値が適切であること。				(変動値チェック)	
消 音 器 ・ 排 気 管	致	消音器	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	ドレン排出					
	致	排気管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			排気口の閉塞	—	—	E	—	—	閉塞していないこと。					
冷 却 装 置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	E	—	水量が減っていないこと。					
			漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。					
			キャップ耐圧	—	E	(E)	E	—	キャップが閉まっていること。				(圧力キャップの場合)	
			損傷、汚れ、劣化	—	—	E	—	—	損傷がないこと。著しい汚れ、劣化がないこと。					
			ホース劣化	—	—	H	—	—	劣化していないこと。					
			ファンベルト	E	E	E	—	—	傷、緩みがないこと。					
			水質	—	—	M	—	—	不凍液の濃度管理					
			リザーブタンク	E	E	E	—	—	漏れがないこと。水量が適量あること。					
	致	潤滑油冷却器	腐食、劣化	—	—	E	—	—	腐食、劣化していないこと。					
			ドレン	—	E	(E)	E	—	ドレン排出					
	致	空気冷却器	腐食、劣化	—	—	E	—	—	腐食、劣化していないこと。					
			ドレン	—	E	(E)	E	—	ドレン排出					

装 置 区 分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘要
				月点検	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検			No.	No.			
				目視						1	2			
運 転 状 況	運転状況	異常音	— S (S)	S	—	—	—	—	異常音がしていないこと。					
		排気色	— E (E)	E	—	—	—	—	排気色の確認					
		ミストの状況	— E (E)	E	—	—	—	—	ミスト量の確認					
		給気管ドレン抜き	— A (A)	A	—	—	—	—	ドレン状況の確認					
		給気圧力	— M (M)	M	—	—	—	—	給気圧力に異常のこと。					
		冷却水管エア抜き	— A (A)	A	—	—	—	—	エア溜まりがないか。					
		冷却水温度	— M (M)	M	—	—	—	—	異常な温度上昇がないこと。			○		
		過給機停止時間	— — (M)	—	—	—	—	—	過給機停止までの所要時間計測					
		燃料消費量	— — (M)	—	—	—	—	—	燃料消費量が規定値以下であること。					
		排気温度	— M (M)	M	—	—	—	—	異常な温度上昇がないこと。					
		発熱	— — (H)	H	—	—	—	—	異常な発熱がないこと(軸受部、クランクケース等)。					
		ラック目盛	— E (E)	E	—	—	—	—	指示値が正常であること。				(全シリンダ)	
		回転速度	— M (M)	M	—	—	—	—	規定値付近であること。					
		始動時間	— M (M)	M	—	—	—	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
		停止時間	— M (M)	M	—	—	—	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
	保護回路による機関の停止確認	断水	— — D	D	—	—	—	—	点検、テスト調整					
		冷却水温	— — D	D	—	—	—	—	点検、テスト調整					
		潤滑油圧	— — D	D	—	—	—	—	点検、テスト調整					
		過速度	— — D	D	—	—	—	—	点検、テスト調整				(単独運転にて)	
特記事項	運転後の確認	潤滑油プライミングポンプ運転	— E E	E	—	—	—	—	プライミング状況の確認					
		ターニングによる燃料ガスの排出	— A A	A	—	—	—	—	ターニングによる燃料ガスの排出				(2回転またはエアラン運転後)	
		クランクケース内軸受	— — H	H	—	—	—	—	異常な発熱がないこと。					

注1)不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理は定期的に行うこと。

注2)高温変色している場合は火傷に注意すること。

3 主ポンプ設備駆動設備 3-5 動力伝達装置(減速機(空冷))

機器名： 齒車減速機

機種形式： 空冷

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()) 書きき(運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない数年のうちに支障が生じる恐れがある。
✗	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果		※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月	点 檢	年	運	臨					
				目 視	管 理	点 檢	転	時		No.	No.	傾向	
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
			異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。				
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化がないこと。				
潤滑油系統		オイルシール	漏れ	—	E	(E)	—	—	油漏れがないこと。				
			潤滑油量(質)	E	E	E	E	—	指定の油面であること。油漏れがないこと。				
		潤滑油圧力	圧力	—	M	(M)	M	—	規定範囲内であること。				
			温度	—	M	(M)	M	—	規定値以内であること。		○		
減速機本体	致	潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	異物の混入、目詰まりがないこと。				
			エレメント	—	—	E, C	—	—	目詰まりがないこと。				(ペーパータイプは油交換時に交換)
		配管	漏れ	E	E	(E)	E	E	フランジ継手部から油漏れがないこと。				
			据付部	架台	E	E	E	E	—	変形がないこと。			
	致	基礎ボルト、ナット	水平度	—	—	M	—	—	運転に支障がないこと。				
			振動	—	—	H	—	—	緩みがないこと。				
		歯車箱	基礎ボルト、ナット	—	M	(M)	M	—	異常な振動がないこと。				
			本体損傷	E	E	E	E	—	変形等異常がないこと。				
軸	致	軸受	温度	—	M	(M)	M	—	規定値以下の温度であること。				
			振動(速度)	—	M	(M)	M	—	異常な振動がないこと。		○		
			摩耗	—	—	M	—	—	規定寸法以上に摩耗していないこと。				
		歯車	摩耗	—	—	M	—	—	異常な摩耗がないこと。				
計装機器		センサ類(温度、圧力、流れ)	芯出し	—	—	M	—	—	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。				
			油温スイッチ作動	—	E	(E), D	—	—	油圧に応じスイッチ動作が正常であること。				
			油温スイッチ作動	—	E	(E), D	—	—	油温上昇に応じスイッチ動作が正常であること。				
電磁弁		ゲージ類(温度、圧力、流れ)	フロースイッチ作動	—	E	(E), D	—	—	流れに応じスイッチの動作が正常であること。				
			温度計指示	—	—	E	—	—	停止状態でほぼ室温を示すこと。				
			温度計配管	—	—	E	—	—	亀裂や緩みがないこと。				
機付ファン	致	本体	圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が正常なこと。				
			作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動すること。異常な温度上昇がないこと。				
			損傷、劣化	—	E	E	—	—	著しい損傷、腐食及び劣化がないこと。				
ラジエータ	致	本体	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。				
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。				
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。				
特記事項		ファン	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。				
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。				
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。				

注)管理運転では、動作時に異音、配管漏れ、センサ類の動作、温度、振動などを確認する。

4 系統機器設備						
4-1-1 燃料系統(タンク類-屋外タンク設備)						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名: 燃料貯油槽

機種形式: 屋外タンク型

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年 管 理	運 転 点 検	臨 時 運 転 点 検	臨 時 点 検				
全般	燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		異常音	-	S (S)	S	-	-	-	異常音のないこと。			
		塗装	-	-	E	-	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。			
燃料小出槽	本体	ドレン抜き	-	-	A	-	-	-	水分が混入していないこと。			
		漏洩等	E	E	E	E	-	-	漏れがないこと。			
		腐食	-	-	E	-	-	-	著しい腐食がないこと。			
		油量	E	E	E	E	-	-	油面計を確認し、異常な低下がないこと。			
		点検マンホール	-	-	E	-	-	-	異常及び損傷がないこと。			
		槽内の汚れ	-	-	E	-	-	-	汚れがないこと。			
	油面計	取付部の緩み	-	-	H	-	-	-	緩みがないこと。			
		フロートスイッチ	-	-	D	-	-	-	動作不良、誤操作がないこと。			
		フロートゲージ	-	-	E	-	-	-	損傷、汚れがないこと。清掃等の実施。			
		指示状況	E	E	E	E	-	-	指示値が正常なこと。			
	配管・弁	外観	-	E	E	-	E	-	漏れがないこと。			
		腐食等	-	-	E	-	-	-	著しい腐食、劣化がないこと。			
燃料貯油槽 (屋外タンク)	基礎等	鋼製架台、梯子等	-	E	E	-	-	-	変形、亀裂、損傷、腐食の有無			
		構造物	-	-	E	-	E	-	損傷がないこと。			
		滯水、滯油	-	E	E	-	E	-	滯油、滯水がないこと。			
	基礎等	地盤面	-	E	E	-	-	-	くぼみ等の有無及び排水の適否			
		犬走り、法面及びコンクリートリング	-	E	E	-	-	-	変形、亀裂、損傷の有無			
		架台、階段、手摺	-	E	E	-	-	-	変形、亀裂、損傷、腐食の有無			
	タンク本体	全般	E	E	E	-	E	-	変形、損傷がないこと。			
		不等沈下の有無	-	-	E	-	-	-	レベル計等による沈下測定			
		漏洩の有無	-	E	E	-	E	-	漏れがないこと(漏洩検知管などによる)。			
	底板	全般	-	E	E	-	E	-	漏れ、腐食、変形がないこと。			
		脚部	-	-	E	-	-	-	変形、損傷の有無			
		固定ボルト	-	-	E	-	-	-	腐食、ゆるみ等の有無		(目視又は打診)	
	測板	全般	-	E	E	-	E	-	漏れ、変形、亀裂がないこと。			
		塗装状況	-	-	E	-	-	-	腐食等の有無			
	点検マンホール	全般	-	E	E	-	E	-	変形、亀裂、腐食等がないこと。			
		取付ボルト	-	-	E	-	-	-	折損等の有無			
	通気管	全般	E	E	E	-	E	-	損傷、変形がないこと。			
		付属部品の状況	-	-	E	-	-	-	異常がないこと。			
	緊急排気弁	全般	E	E	E	-	E	-	損傷、変形がないこと。			
		付属部品の状況	-	-	E	-	-	-	異常がないこと。			
	注入管	全般	E	E	E	-	E	-	損傷、変形、接続部の異常がないこと。			
		付属部品の状況	-	-	E	-	-	-	異常がないこと。			
	払出管	全般	E	E	E	-	E	-	損傷、変形、接続部の異常がないこと。			
		付属部品の状況	-	-	E	-	-	-	異常がないこと。			
	返油管	全般	E	E	E	-	E	-	損傷、変形、接続部の異常がないこと。			
		付属部品の状況	-	-	E	-	-	-	異常がないこと。			
	漏洩検知管	全般	E	E	E	-	E	-	損傷、変形がないこと。			
		付属部品の状況	-	-	E	-	-	-	異常がないこと。			

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検 目視	管理運転 点検	年点検	運転時点検	臨時点検				
燃料貯油槽 (屋外タンク)	遠隔注油ボックス	注油蓋の開閉状況	E	E	E	—	—	E	しっかりと閉まること。			
		給油口	—	E	E	—	—	E	損傷がないこと。メッシュに異常がないこと。			
		格納箱	—	E	E	—	—	E	損傷、劣化がないこと。施錠できること。			
		鋼製架台、階段等	—	E	E	—	—	E	著しい損傷、腐食及び劣化がないこと。			
	油面計	全般	E	E	E	—	—	E	著しい損傷がないこと。			
		取付部	—	—	H	—	—	—	取付部の緩みがないこと。			
		格納箱	—	E	E	—	—	E	腐食及び劣化がないこと。			
		直読式液面計	—	E	E	—	—	E	損傷がないこと。指示値が正常なこと。			
		指示計 (一次側、二次側)	—	E	E	E	—	—	指示値が正常なこと。指示計間の誤差がないこと。			
	配管ピット	損傷	—	E	E	—	—	E	漏れ、変形、亀裂がないこと。			
		滯油、滯水	—	E	E	—	—	E	滯油、滯水がないこと。土砂等がないこと。			
		種別表示	—	—	E	—	—	—	配管上の表示が確認できること。			
特記事項	致	配管類	全般	—	E	E	—	E	漏れ、変形、損傷がないこと。			
			塗装状況	—	—	E	—	—	腐食等の有無			
			固定の適否	—	—	E	—	—	緩みがないこと。			
	致	配管用バルブ	漏れ	—	E	E	—	E	漏れがないこと。			
			損傷	E	E	E	—	E	著しい損傷がないこと。			
			開閉機能の適否	—	—	D	—	—	開閉がスムーズにできること。			
	タンクアース	結線状況	—	E	E	—	E	—	断線の有無			
		取付部のゆるみ等	—	—	E	—	—	緩みがないこと。				
		接地抵抗値	—	—	M	—	—	基準値以下であること。				
	保安距離	記載事項の適否	—	—	E	—	—	—	適正であること。			
		損傷	—	—	E	—	—	—	著しい損傷がないこと。			
		汚れ	—	—	E	—	—	—	著しい汚れがないこと。			
	保有空地	保安物件新設等の有無	—	—	E	—	—	—	該当物件がある場合は実測			
		許可外物件存置の有無	—	—	E	—	—	—				

注1) 管理運転前後には油量や漏れなどの確認を実施する

注2) 屋外・屋内タンクの点検整備は、上記点検項目のほか、法令に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録保存する。

4 系統機器設備

4-2 燃料系統(移送ポンプ)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 燃料移送ポンプ

機種形式: 齒車ポンプ

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

4 系統機器設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 空氣圧縮機

機種形式： 空冷立型2段圧縮型

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法※2				判定方法	※3 点検結果		※4 傾向 管理	摘要		
				月点検	年 目 視	運 管 理	臨 時 運 転		No.	No.				
				点 検	時 点 検	点 検	点 検		1	2				
全般		始動空気系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音のないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。					
空気圧縮機	致	圧縮機・電動機(エンジンを含む)	全般	E	E	E	E	-	汚れ・傷・腐食・油漏れ、異常な摩耗や損傷がないこと。					
			潤滑油量	E	E	E	E	-	指定の油面であること。 油漏れがないこと。					
			冷却水	E	E	E	E	-	規定量であること。					
			フィルタ	-	-	C	-	-	清掃状況					
			Vベルト	-	-	A	-	-	緩んでいないこと。					
			アンローダ弁	-	D	A	D	-	運転停止での開閉動作に異常のないこと。					
			安全弁	-	-	D	-	-	手動にて正常に作動(吹き出)すること。					
			振動	-	H	(H)	H	-	異常な振動がないこと。					
			異常音	-	S	(S)	S	-	異常音がないこと。					
			圧力	-	E	(E)	E	-	規定圧に達していること。					
			充填時間	-	-	M	-	-	空気槽が規定圧になるまでの時間計測			○		
			自動ON-OFF作動	-	-	E	E	-	圧力スイッチにより、正常に作動すること。					
			絶縁抵抗	-	-	M	-	-	基準値以下に低下していないこと。				(盤にて測定)	
			計器	圧力計	-	-	E	-	-	零点や指示値が正常なこと。				
			配管・弁	漏れ	-	-	E	-	E	漏れがないこと。				
				腐食	-	-	E	-	-	著しい腐食がないこと。				
				劣化	-	-	E	-	-	著しい劣化がないこと。				
				塗装	-	-	E	-	-	腐食及び劣化がないこと。				
始動空気槽	致	本体	漏れ	-	-	E	-	E	漏れがないこと。				(各2台)	
			腐食	-	-	E	-	-	著しい腐食がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	腐食及び劣化がないこと。					
			ドレン抜き	-	A	A	A	-	水分が溜まっていること。					
			損傷	-	-	E	E	E	著しい損傷がないこと。					
			ふたの締付けボルト	-	-	H	-	-	緩みがないこと。					
			計器	圧力計	E	E	E	-	-	零点や指示値が正常なこと。				(各2台)
			配管・弁	圧力スイッチ	-	E	(M)	-	-	圧力に応じ正常に作動すること。				
	致	配管・弁	漏れ	-	-	E	-	E	漏れがないこと。					
			損傷	-	-	E	-	E	著しい損傷がないこと。					
			腐食	-	-	E	-	-	著しい腐食がないこと。					
			塗装	-	-	E	-	-	腐食及び劣化がないこと。					

特記事項
注) 管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。

4 系統機器設備

4-5 滿水系統

機器名: 真空ポンプ

機種形式： 水封式(補水槽付)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2 点検方法 (()) 書きき運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない3年後のうちに支障が生じる恐れがある。
✗	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

4 系統機器設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

體，所以別說自己測量過也沒有進行測量，我也是。

機器名： 純排氣ファン

機種形式： 有圧換気扇、消音器ほか

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年後のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

5 電源設備

5-1 自家発電設備（自家発電機盤）

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聽診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名：自家発電機盤

機種形式： 搭載型(始動用充電器付)

※3 点検結果の判定基準

- 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
- △ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じない数年のうちに支障が生じる恐れがある。
- ✗ 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

5 電源設備
5-2 自家発電設備(ディーゼル機関)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 発電機用ディーゼル機関

機種形式： 4サイクルディーゼル機関(空冷)

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年点検 管理運転検査	運転時点検	臨時点検	No. 1	No. 2			
全般	ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
		異常音	-	S (S)	S	-	-	異常音のないこと。				
		塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化のないこと。				
機関本体致	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	-	緩み、損傷がないこと。				
		水平度	-	-	-	-	-	運転に支障のないこと。				
		シリンダヘッド	ヘッドガスケットの劣化	-	-	-	-	劣化がないこと。				
		弁の摩耗バネのへたり	-	-	-	-	-	摩耗、へたりがないこと。				
		タペットの間隙	-	-	A	-	-	タペットの間隙(ピストン圧縮・TOPでチェック)				
	クランク室	シリンダライナの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。				
		コンロッドメタルの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。				
		クランクシャフトの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。				
		クランクシャフトメタルの摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。				
		ボルトの緩み	-	-	T	-	-	緩みがないこと。				
		カム軸の摩耗	-	-	-	-	-	摩耗がないこと。				
		デフレクション	-	-	M	-	-	計測値がメーカーの規定値以内であること。			○	
	過給機	クランクシャフトの固着	-	D	-	-	-	引っかかりがないこと(ターニング)。				(歯車、軸受含む)
		フィルタの状況	-	-	E	-	-	異物がないこと。				
		振動	-	H (H)	H	-	-	異常な振動が発生していないこと。				
		異常音	-	S (S)	S	-	-	異常音が発生していないこと。				
		油量	E	E	E	E	-	油量が適切であること。				(油ダメ付のみ 2年毎に交換)
	ピストン	入口温度	-	M (M)	-	-	-	異常な温度上昇がないこと。			○	
		本体	-	-	-	-	-	傷、へこみがないこと。				
		内部状況	-	-	E	-	-	過給器内部に腐食が発生していないこと。				
		ピストン	ピストンの摩耗	-	-	-	-	異常な摩耗がないこと。				(ピストンビン、排気弁装置部、排気弁本体含む)
	調速機	ピストンリング摩耗	-	-	-	-	-	異常な摩耗がないこと。				
		調整	-	-	-	-	-	調整(ガバナバネ、速度設定ハンドル、軸受け、潤滑油、燃料ラック、駆動歯車を含む)				
		外部軸受	油量	E	E	E	E	油量が適切であること。				(フレイドイル含む)
		振動(速度)	-	M (M)	M	-	-	異常な振動が発生していないこと。				
冷却水系統致	内部冷却水ポンプ	温度	-	H (H)	H	-	-	異常な温度になっていないこと。				
		摩耗	-	-	-	-	-	摩耗していないこと。				
		振動	-	H (H)	H	-	-	異常な振動が発生していないこと。				
		摩耗、劣化	-	-	-	-	-	摩耗、劣化していないこと。				
		配管漏れ	E	E (E)	E	E	-	漏れがないこと。				
		配管腐食	-	-	-	-	-	腐食していないこと。				
		配管振動	-	H (H)	H	-	-	異常な振動が発生していないこと。				
	温調弁	バルブ開閉	-	-	E	E	-	開閉できること。				
		バルブ劣化	-	-	-	-	-	劣化していないこと。				
		空気抜き	E	E (E)	E	-	-	空気抜き				
	水質検査	作動	-	E (E)	E	-	-	正常に作動していること。				
		漏れ	-	E (E)	E	-	-	漏れがないこと。				
		水質	-	- (M)	-	-	-	水質(不凍液等を使用している場合の濃度管理は1年毎)。				

装 置 区 分	※1 装置 等の 特 性	点検部位	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果		※ 4 傾 向 管 理	摘要
				月点検	年 管 理 運 転 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検			No.	No.		
				目 視						1	2		
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					(潤滑油系統含む)
			作動	—	S (S)	S	—	正常に作動すること。					
			配管漏れ	E	E	E	E	漏れがないこと。					
		初期潤滑油ポンプ	作動	—	S (S)	S	—	正常に作動すること。					(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	絶縁劣化していないこと。					
		機関オイルパン	振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			オイルパン油量	E	E	E	E	油量が適切であること。					(オイル交換、タンク内清掃は2年毎)
			オイルパン内腐食	—	—	—	—	腐食していないこと。					
		潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	C	—	異物がないこと。					
			エレメント	—	—	—	—	異物がないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)
		潤滑油冷却器	漏れ	E	E (E)	E	—	漏れないこと。					
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	腐食していないこと。					
			劣化(エレメント)	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	消耗していないこと。					
			ドレン	—	—	A	—	ドレン排出					
		潤滑油	温度	—	M (M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。			○		
			圧力	—	M (M)	M	—	圧力が正常であること。					
			性状分析	—	—	M	—	性状分析					
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	—	H	H	H	引つかりがないこと。					(空気混入、タップト、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	—	—	A	—	気泡がないこと。					
			ブランジャー・吐出し弁劣化	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	E	E (E)	E	—	漏れないこと。					
			油量	E	E	E	E	油量が適切であること。					(油ダム付のみ、2年毎に交換)
			異物混入	—	—	E	—	異物がないこと。					
			突始め調整ボルト緩み	—	—	T	E	緩みがないこと。					
			噴射時期	—	—	M	—	噴射時期が適切であること。					
		燃料濾過器	内部清掃	—	—	C	—	水分、異物がないこと。					(水分チェック)
			エア抜き	—	—	A	—	気泡がないこと。					
			エレメント	—	—	E	—	異物がないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)
		燃料弁	噴霧テスト	—	—	A	—	噴霧テスト噴口(詰り、後タレチェック)					(噴口詰り、後タレチェック)
			摩耗	—	—	—	—	摩耗していないこと。					
			漏れ	—	E (E)	E	—	漏れないこと。					
		高圧管	管内エア抜き	—	—	A	—	気泡がないこと。					
			漏れ(亀裂)	—	E (E)	E	E	漏れ(亀裂)がないこと。					
			振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			燃料供給ポンプ	摩耗	—	—	—	摩耗していないこと。					
		配管	腐食	—	—	E	—	腐食していないこと。					
			漏れ	E	E (E)	E	E	漏れないこと。					
			振動	—	H (H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			ドレン量	—	—	E	—	ドレン排出					
電気始動系統	致	セルモータ	ブラシの状態	—	—	E	—	ブラシの状態確認					
			作動	—	E (E)	E	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	劣化していないこと。					
	予熱栓		作動	—	E (E)	—	—	正常に作動していること。					(付属の場合)
			劣化	—	E	E	—	劣化していないこと。					
	電磁スイッチ		作動	—	E (E)	E	—	正常に作動していること。					(ケーブル、切替開閉器類、補助繼電器類、制御電源、配線用遮断器含む)
			劣化	—	—	E	—	劣化していないこと。					
	停止ソレノイド		作動	—	D (D)	D	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	劣化していないこと。					

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法※2				判定方法	※3 点検結果		※ 4 傾 向 管 理	摘要	
				月点検 目 視	管 理 運 転 点 検	年 点 検	運 転 時 点 検		No. 1	No. 2			
計装機器	致	センサ類 (温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。				
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。				
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。				
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。				
			フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。				
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。				
	致	ゲージ類 (温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。				
			潤滑油温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。				
			排気温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。				(バラツキチェック)
			冷却水圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。				
			潤滑油圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。				
			回転計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。				(変動値チェック)
消音器・排気管	致	消音器	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。				
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。				
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	ドレン排出				
	致	排気管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。				
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。				
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。				
			排気口の閉塞	—	—	E	—	—	閉塞していないこと。				
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	E	—	水量が減っていないこと。				
			漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。				
			キヤップ耐圧	—	E	(E)	E	—	キヤップが閉まっていること。				(圧力キヤップの場合)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。				
			ホース劣化	—	—	H	—	—	劣化していないこと。				
			ファンベルト	E	E	E	—	—	傷、緩みがないこと。				
	致	空気冷却器	腐食、劣化	—	—	—	—	—	腐食、劣化していないこと。				
			ドレン	—	E	(E)	E	—	ドレン排出				
運転状況	運転状況	運転状況	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がしていないこと。				
			排気色	—	E	(E)	E	—	排気色の確認				
			ミストの状況	—	E	(E)	E	—	ミスト量の確認				
			給気管ドレン抜き	—	A	(A)	A	—	ドレン状況の確認				
			給気圧力	—	M	(M)	M	—	給気圧力に異常のないこと。				
			冷却水管エア抜き	—	A	(A)	A	—	エア溜まりがないか。				
			冷却水温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。		○		
			過給機停止所要時	—	—	(M)	—	—	過給機停止所要時間計測				
			燃料消費量	—	—	—	—	—	燃料消費量が規定値以下であること。				
			各気筒排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。		○		
			排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。				
			発熱	—	—	(H)	H	—	異常な発熱がないこと(軸受、クランクケース)				
			ラック目盛	—	E	(E)	E	—	指示値が正常であること。				(全シリンダ)
			回転速度	—	M	(M)	M	—	規定値付近であること。				
	保護回路による機関の停止確認	運転後確認	始動時間	—	M	(M)	M	—	計測実績値と比べて著しく異なること。				
			停止時間	—	M	(M)	M	—	計測実績値と比べて著しく異なること。				
特記事項	運転後確認	潤滑油プライミングポンプ運転	断水	—	—	D	—	—	点検、テスト調整				
			冷却水温	—	—	D	—	—	点検、テスト調整				
			潤滑油圧	—	—	D	—	—	点検、テスト調整				
			過速度	—	—	D	—	—	点検、テスト調整				(単独運転にて)
	運転後確認	ターニングによる燃料ガスの排出	潤滑油プライミングポンプ運転	—	E	E	E	—	プライミング状況の確認				
			ターニングによる燃料ガスの排出	—	A	A	A	—	ターニングによる燃料ガスの排出				(2回転またはエアラン運動後)
			クランクケース内軸受	—	—	H	H	—	異常な発熱がないこと。				

注1) 管理運転では、動作時に振動、異音、油漏れ、センサ類などを確認する。

注2) 管理運転前後に油量や配管漏れなどの確認を実施する。

注3) 高温変色している場合は火傷に注意すること。

5 電源設備

5-4 自家発電設備(発電機)

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 発電機

発電機

機種形式: 三相交流発電機

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

5 電源設備
5-8 直流電源設備

機器名： 直流電源装置

機種形式：自立型

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視			
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触			
D動作確認	S 聴診	—	点検対象外			

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

注)本施設の年点検時には目視点検を行うこと(当該設備の年点検は別途業務)。

※3 点検結果の判定基準	
<input type="radio"/>	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
<input type="triangle"/>	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
<input type="times"/>	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※1 装 置 区 分	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾 向 管 理	摘要
			月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
			目 視	管 理	運 転	檢					
全般	直流電源設備全般	動作確認	-	D	D	D	-	正常に動作すること。			
		異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		塗装	-	-	E	-	-	塗装の剥離や劣化がないこと。			
致	盤面	発錆、汚れ	-	-	E	-	-	発錆、汚れがないこと。			
		扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	異常がないこと。			
	盤内	汚れ、異物	E	E	E	-	-	汚れ、異物がないこと。			
		温度、湿度	-	-	(D)	-	-	温度、湿度が正常であること。			
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	規定値以上であること。			
		接地抵抗	-	-	M	-	-	規定値以内であること。			
	盤内器具	機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	-	異常がないこと。			
		端子・端子台の状態	-	-	E	-	-	異常がないこと。			
		端子符号の脱落	-	-	E	-	-	脱落がないこと。			
直流電源設備	操作スイッチ	動作確認	-	H	(D)	H	-	動作に異常がないこと。			
		取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
	指示計	動作確認(零点及び指示)	-	E	E	E	-	異常がないこと。			
		取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	E	E	E	異常がないこと。			
		取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
	保護装置	保護リレーの動作	-	-	D	-	-	動作に異常がないこと。			
		警報装置の異常	-	E	E	-	-	異常がないこと。			
		センサの動作チェック	-	-	D	-	-	動作に異常がないこと。			
致	蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	-	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。			
		均等充電	-	A	A	-	-	充電電圧値が正常であること。			(点検後、均等充電実施)
		支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	-	-	E	-	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。			
		端子電圧	-	M	M	-	-	基準値であること。			(代表電池にて)
		充電装置ヒューズ	-	E	E	-	-	異常がないこと。			
		部屋床面の腐食、損傷	-	-	E	-	-	腐食、損傷がないこと。			
		充電装置の動作	-	-	D	-	-	動作に異常がないこと。			

6 除塵設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

量，所以、朋友打電話問他有沒有空，他說：「我忙。」

機器名： 除塵機、貯留設備

機種形式：自動除塵機、塵芥コンテナ

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

6 除塵設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (())書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聽診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名：除塵機機側操作盤

機種形式：屋外自立型

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

- 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装 置 区 分	※1 装置等の 特性	点検部位	点検項目	点検方法※2				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘要
				月点検	年 目 視 管 理 運 転	運 転 時 点 検	臨 時 点 検				
全般		盤全体	清掃状態	E	E	E	E	一著しい汚れ、ごみ等がないこと。			
			破損	E	E	E	E	一破損がないこと。施錠が完全であること。			
			塗装状態	E	E	E	—	内外面に塗膜の剥れ、腐食がないこと。			
			内部乾燥状態	E	E	E	—	—結露していないこと。			
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—絶縁抵抗値が規定値以上あること。		(0.2MΩ:200V)	
			接地抵抗	—	—	M	—	—基準値以下であること。		D種、避雷器	
配線・配管		機器、計器類、スイッチ類(共通)	汚れ	E	E	E	—	—汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	—	—変色がないこと。			
			端子、取付のゆるみ	E	E	E, H	—	E端子、機器類の取付にゆるみがないこと。			
			異常音	—	E	S	—	—異常音がないこと。			
			破損	E	E	E	—	E破損がないこと。			
計器類		盤内配線	配線状態	—	—	E	—	E損傷がないこと。断線していないこと。			
		端子台	腐食	—	—	E	—	—発錆がないこと。			
		取付ボルト	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	—	Eゆるみがないこと。		(Hの方法は打診)	
		配管	配管状態	—	—	E	—	E割れ、腐食、取付の緩み、脱落がないこと。			
計器類		電流計	指示	—	E	E	E	—零点及び指示計値が正常なこと。			
		電圧計	指示	—	E	E	E	零点及び指示計値が正常なこと。			
開閉器類		操作スイッチ	作動テスト	—	D, E	D, E	D, E	—開、閉、停止、切換が的確に作動すること。			
		表示灯	ランプテスト	—	D, E	D, E	—	E点灯すること。			
		盤内蛍光灯	点灯、球切れ	—	—	D	—	E点灯すること。			
リレー類		電磁接触器	動作テスト	—	D	D	D	—異常なく作動すること。			
			異常音	—	S	D, S	S	—異常音、振動がないこと。			
			接点	—	—	D, S	—	—変色がないこと。接点溶着がないこと。			
		漏電継電器	作動テスト	—	D	D	—	—テストボタンを押して作動すること。			
リレー類		配線用遮断器	作動テスト	—	D	D	—	—ON/OFFが確実に行えること。			
		避雷器	ランプテスト	—	E	E, H	—	—正常に点灯すること。ヒューズが正常なこと。			
		スペースヒータ	作動テスト	—	D	D	—	—サーモスイッチが動作すること。			
リレー類	3Eリレー	補助リレー	作動テスト	—	D	D, S, E	D	—異常音、振動がないこと。			
		異常音	—	S	D, H, S	S	—	—異常音がないこと。			
		作動テスト	—	D	D	D	—	—テストボタンを押して作動すること。			
	サーマルリレー	設定値確認	—	E	E	E	—	—図面通りの設定値であること。			
		作動テスト	—	D	D	D	—	—テストボタンを押して作動すること。			
		タイマ	設定値確認	—	E	E	E	—所定の設定値にセットされていること。			

7 付屬設備 7-1 建築設備等

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと)。

※2 点検方法 (()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聽診	—	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

（三）对以“朋友”为名的“民间组织”进行“暗访”，“秘密”地，如：

機器名： 建築構造物、建築設備

機種形式:

※3 点検結果の判定基準

- 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
- 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
- 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※1 装置 区分	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※ 4 傾向 管理	摘要
			月点検	年 目 視	運 管 理	臨 時 点 検	運 転 時 点 検				
			運 転 時 点 検								
施設全般	建築構造物	外観	E	E	E	—	E	外壁、屋根、内壁、天井などの異常がない			
		ドア、シャッター	—	—	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		窓	—	—	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		排気口、給気口	—	—	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		階段、タラップ等	—	—	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		外構(敷地内)	—	—	E	—	—	外壁、屋上の損傷、異常がないこと。			
		外構(敷地内)	—	—	E	—	—	門、フェンス、通路の損傷、異常がないこと。			
		水路、吐水槽	—	—	E	—	—	汚れ、土砂・ゴミの発生状況			
		樋門ゲート室、管理	—	—	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
換気設備	換気ファン	運転状況	E	E	E	—	—	異常音がないこと。各部取付ボルト等のゆるみ、脱落等の異常がないこと。始動・運転が円滑であること。		監視室、トイレ	
		温度	—	—	H	—	—	異常な温度上昇がないこと。			
		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。		(盤にて測定)	
	シャッタ類	シャッタ、ダンパ	—	—	E	—	—	損傷、劣化、開閉動作の異常がないこと。			
給排水設備	全般	防雪フード	—	—	E	—	—	損傷、劣化がないこと。			
		衛生器具	E	E	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		配管類	E	E	E	—	—	漏れ、腐食、劣化がないこと。			
		上水用ポールタップ	E	E	E	—	—	漏れ、劣化がないこと。			
		水抜き	A	—	E	—	—	完全に水が抜けていること。		(凍結対策)	
	所内排水ポンプ	ルーフドレン	—	—	E	—	—	漏れ、損傷、異常がないこと。			
		配管、弁類	E	E	E	—	E	損傷、異常、腐食、劣化がないこと。			
		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。		(盤にて測定)	
		電流	—	—	M	—	—	定格電流値以内であること。			
		電圧	—	—	M	—	—	定格電圧付近であること。			
		吐出し圧力	—	—	M	—	—	規定圧力であること。	○		
		水中ケーブルの劣化	—	—	E	—	—	外傷がないこと。			
照明設備	全般	運転状況	E	E	E	—	—	異常がないこと。自動運転すること。			
		排水ピット、蓋	—	—	E	—	—	損傷、汚れ、土砂・ゴミの発生状況			
		点灯状況	E	E	E	—	E	損傷、異常がないこと。			
		開閉器、点滅器、照明器具、コンセント等の損傷、過熱	—	—	E	—	—	錆、熱による変形がないこと。緩み、発熱等がないこと。配線に亀裂がないこと。			
		器具固定部緩み	—	—	H	—	—	緩み、ぐらつきがないこと。			
		電線類の損傷	—	—	E	—	—	汚れ、発錆、被覆の亀裂がないこと。			
消防設備	全般	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以上であること。		(盤にて測定)	
		消火器	E	E	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		標識類	E	E	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
角落し設備	角落し設備	設置状況	—	—	E	—	—	損傷、異常がないこと。			
		保管状況	E	E	E	—	—	所定の数量があること。 損傷のないこと。	—	現状、角落しなし。	

特記事項
注)施設全般の点検項目のうち屋外での点検は、積雪期には行わないものとする。

7 付属設備

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴診	-	卓検	対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

(注)Mは、原則として測定器を付り込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準	
	○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保て十分な信頼性が確保できている。
	△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
	× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応取替・更新)が必要である。
判定方法	
走行レールの状態	※点検
車止め及びストップバの状態	
走行範囲の障害物の有無	
走行車輪の状態	
走行の運転状態	
横行レールの状態	
車止め及びストップバの状態	
横行範囲の障害物の有無	
横行車輪の状態	
横行の運転状態	
素線の断線の有無	
摩耗、腐食、型くずれ等の有無	
キンクの有無	
ロープエンド等の異常	
油塗布の状態	
フックの回転状態	
シープ、シープ溝等の状態	
フックナットの回り止めの状態	
亀裂、変形、摩耗、腐食の有無	
はずれ止めの状態	
巻上、巻下の運転状態	
歯車、ギアケースの給油・塗油状態	
変形、損傷、腐食等の有無	
変形、損傷、腐食等の有無	
変形、損傷、腐食等の有無	
各表示の確認	
する。 を実施し、結果を記録保存すること。	

※1 装置 区分	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘要
			月点検	年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検					
			目 視	管 理	運 転	点 検					
天井 クレーン	走行部	走行レール	E	E	E	E	E	走行レールの状態			
			E	E	E	E	-	車止め及びストップの状態			
			E	E	E	E	-	走行範囲の障害物の有無			
		駆動部	E	E	E	E	-	走行車輪の状態			
			D	D	D	D	-	走行の運転状態			
	横行部	横行レール	E	E	E	E	E	横行レールの状態			
			E	E	E	E	-	車止め及びストップの状態			
			E	E	E	E	-	横行範囲の障害物の有無			
		駆動部	E	E	E	E	-	横行車輪の状態			
			D	D	D	D	-	横行の運転状態			
	巻上装置部	ワイヤロープ	E	E	E	E	-	素線の断線の有無			
			E	E	E	E	-	摩耗、腐食、型くずれ等の有無			
			E	E	E	E	-	シンクの有無			
			E	E	E	E	-	ロープエンド等の異常			
			E	E	E	E	-	油塗布の状態			
		フックブロック	E	E	E	E	-	フックの回転状態			
			E	E	E	E	-	シープ、シープ溝等の状態			
			E	E	E	E	-	フックナットの回り止めの状態			
		フック	E	E	E	E	-	亀裂、変形、摩耗、腐食の有無			
			E	E	E	E	-	はずれ止めの状態			
		駆動部	D	D	D	D	-	巻上、巻下の運転状態			
特記事項	給脂	ギヤ部、軸受等	E	E	E	E	-	歯車、ギアケースの給油・塗油状態			
	鋼構造物	サドル、クラブ	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無			
		ランウェイ、手摺等	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無			
		ガーター	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無			
	表示		E	E	E	E	-	各表示の確認			

8 ゲート設備						
8-2 ラック式スライドゲート						

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 取水ゲート(電動)

機種形式： ラック式スライドゲート

※3 点検結果の判定基準						
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。					
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。					
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。					

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法※2				判定方法	※3 点検結果		※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年点 管理運転 運転検	臨時点 時点検	1		2			
全般	清掃状態	汚れ	E	E	E	E	-	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	-	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観	損傷、変形	E	E	E	E	-	損傷、変形がないこと。				
	塗装	損傷、劣化	E	E	E	-	-	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。				
扉体	構造全体	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。				
		片吊り	-	-	M	-	-	異常な傾き(片吊り)がないこと。				
	・スキップレート ・主桁 ・補助桁	変形	-	-	E	-	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	E	-	損傷がないこと。				
		板厚の減少	-	-	-	-	-	測定結果により判定のこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。				
	・クサビ ・ボルト、ナット、リベット	溶接部の割れ	-	-	-	E	-	割れがないこと。				
		損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。				
		扉体圧着状態	-	-	E	-	-	水密ゴムと戸当たりにすきまがないこと。				
支承部	致	ゆるみ、脱落	-	-	E	H	-	ゆるみ、脱落がないこと。				(Hの方法は打診)
		損傷、腐食(孔食)	-	E	E	-	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
		摩耗	-	-	E	-	-	摩耗がないこと。				
		損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。				
	致	腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。				
吊り金物	摺動板	摺動状態	-	D	D	-	-	運転時に異常に開閉すること。				
		摩耗	-	-	E	-	-	摩耗がないこと。				
	サイドシャー	損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。				
		・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	-	損傷がないこと。				
水密部	水密ゴム	腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。				
		変形	-	E	E	-	-	変形がないこと。				
		損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。				
		劣化	-	-	E	-	-	劣化がないこと。				
	ゴム押え板	漏水	-	E	E	-	-	機能に支障がないこと。				
		変形	-	E	E	-	-	変形がないこと。				
取外し戸当り	・主レール ・補助レール	損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	-	-	-	-	E	割れがないこと。				
		ゆるみ、脱落	-	-	E	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。				
	ボルト、ナット	損傷、腐食(孔食)	-	-	E	-	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
		変形	-	-	E	-	-	変形がないこと。				
埋設部	戸当り(底部)、(側部)、(上部)	損傷、腐食(孔食)	E	E	E	-	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	-	-	-	-	-	割れがないこと。				
	コンクリート部	变形	-	-	E	-	-	変形がないこと。				
		コンクリートの損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。				
		コンクリートの漏水	-	-	E	-	-	機能に支障がないこと。				

8 ゲート設備 8-2 ラック式スライドゲート						
----------------------------	--	--	--	--	--	--

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)						
※2 点検方法 (()書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外	

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。

注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名： 吐口ゲート(電動)、呑口ゲート(手動)

機種形式： ラック式スライドゲート

※3 点検結果の判定基準						
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。					
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。					
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。					

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	※2 点検方法				判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				月点検 目視	年点検 管理運転検査	運転時点検	臨時点検				
全般	清掃状態	汚れ	E	E	E	E	-	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。	吐口ゲート		
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	-	ごみ、流木、土砂等がないこと。	呑口ゲート		
	外観	損傷、変形	E	E	E	E	-	損傷、変形がないこと。			
	塗装	損傷、劣化	E	E	-	-	-	損傷、発錆、ふくれ、亀裂、ばく離、変退色、白亜化がないこと。がないこと。			
扉体	構造全体	振動	-	H	H	H	-	異常振動がないこと。			
		異常音	-	S	S	S	-	異常音がないこと。			
		片吊り	-	-	M	-	-	異常な傾き(片吊り)がないこと。			
		変形	-	-	E	-	E	変形がないこと。			
	・スキップレート ・主桁 ・補助桁	損傷	E	E	E	E	-	損傷がないこと。			
		板厚の減少	-	-	-	-	-	測定結果により判定のこと。			
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
	クサビ	溶接部の割れ	-	-	-	E	-	割れがないこと。			
		損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
		扉体圧着状態	-	-	E	-	-	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。			
支承部	致	ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	-	-	E,H	-	ゆるみ、脱落がないこと。			(Hの方法は打診)
		損傷、腐食(孔食)	-	E	E	-	E	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			
		摺動板	摩耗	-	-	E	-	摩耗がないこと。			
		腐食(孔食)	-	-	E	-	E	損傷がないこと。			
吊り金物	致	摺動状態	-	D	D	-	-	運転時に異常に開閉すること。			
		サイドシャー	摩耗	-	-	E	-	摩耗がないこと。			
		損傷	-	E	E	-	E	損傷がないこと。			
		・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	-	損傷がないこと。			
水密部	致	水密ゴム	腐食(孔食)	-	-	E	-	腐食(孔食)がないこと。			
		変形	-	E	E	-	-	変形がないこと。			
		損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
		劣化	-	-	E	-	-	劣化がないこと。			
取外し戸当り	致	漏水	-	E	E	-	-	機能に支障がないこと。			
		ゴム押え板	変形	-	E	E	-	変形がないこと。			
		損傷	-	E	E	-	-	損傷がないこと。			
		・主レール ・補助レール	変形	E	E	E	-	変形がないこと。			
中間振止	致	損傷	E	E	E	-	E	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	腐食(孔食)がないこと。			
		溶接部の割れ	-	-	-	E	-	割れがないこと。			
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E	-	ゆるみ、脱落がないこと。			
		中間軸受	損傷、腐食(孔食)	-	-	E	-	損傷がないこと。腐食(孔食)がないこと。			
		変形、損傷	-	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。	-		
		劣化	-	-	E	-	-	劣化がないこと。	-		

施設名：米里排水機場

点検実施日： 令和〇年□月▽日

8 ゲート操作制御設備 8-5 機側操作盤

※1 装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)
※2 点検方法 (())書きは運転時実施)
X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
A 調整 M 測定 T 増締 H 指触
D 動作確認 S 聴診 - 点検対象外

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注) Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

機器名: ゲート機側操作盤

機種形式：屋外自立型

※3 点検結果の判定基準
○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

排水機場操作報告書

報告年月日 令和 年 月 日
報告者氏名

令和 年 月 日～令和 年 月 日の洪水時における排水機場の操作について、別紙運転日誌等を添え、次のとおり報告いたします。

排水機場名	排水樋門名		
ゲート操作開始日時	月 日 時 分	ゲート操作終了日時	月 日 時 分
排水機場運転日時	月 日 時 分	運転開始水位(内水)	
運転中最大水位日時	月 日 時 分	運転中最大水位(内水)	
運転停止日時	月 日 時 分	運転停止水位(内水)	
天候		運転時間累計	時間 分
浸水状況			
排水機場操作のために出動した人員	・設備機械工～ 名 ・普通作業員～ 名		
関係機関との連絡内容			

作業日報

排水機場名

排水機場

決裁区分 係		係	長	係	種別	災害待機
						災害運転
						定期点検
						特別整備

令和 年 月 日

天候及び気象状況

業務内容	状況及び原因

報告時間	報告内容

操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									

操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									
操作状況									
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m									
外水位 m									
吐出開度									

使用物 品及油 び脂 量	品名	数量	用途

工種	氏名	勤務時間	時間数		備考
			昼間	夜間	
設備機械工		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
普通作業員		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	
		: ~ :	:	:	

※昼間：6:00～20:00 夜間：20:00～6:00

備考

報告者氏名

運転日報

令和 年 月 日 曜日 天候

時 間		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24				
内 水 位 (m)																														
外 水 位 (m)																														
作業	運転	1 号 機																									時間 分			
		2 号 機																									時間 分			
		3 号 機																									時間 分			
	点検整備	1 号 機																									時間 分			
		2 号 機																									時間 分			
		3 号 機																									時間 分			
燃料消費量	A 重 油			油脂補給量	グリース		他消耗材料	ウェス		運転時間累計					時間					時間					分					
	輕 油									氏 名					工 種					作 業 内 容					勤 務 時 間					
	ガソリン																								時 分～ 時 分					
																									時 分～ 時 分					
																									時 分～ 時 分					
故 障	故 障 節 所 状 況		原 因				對 策																			時 分～ 時 分				
記事																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				
																										時 分～ 時 分				

排水機場 ○号ポンプ運転記録簿

令和 年 月 日

排水機場点検整備・操作業務（月分）完了・請求内訳書							
工種	実施内訳						備考
	数量 (延べ時間数)	単位	単価	金額		単価番号	
普通作業員（昼間）		時間	1 時間	円		円	1
普通作業員（夜間）		時間	1 時間	円		円	2
土木一般世話役（昼間）		時間	1 時間	円		円	3
土木一般世話役（夜間）		時間	1 時間	円		円	4
設備機械工（昼間）		時間	1 時間	円		円	5
設備機械工（夜間）		時間	1 時間	円		円	6
普通トラック運転費（4t, 昼間）		時間	1 時間	円		円	7
普通トラック運転費（4t, 夜間）		時間	1 時間	円		円	8
普通トラック運転費（11t, 昼間）		時間	1 時間	円		円	9
普通トラック運転費（11t, 夜間）		時間	1 時間	円		円	10
ラフテレーンクレーン運転費（25t 昼間）		時間	1 時間	円		円	11
ラフテレーンクレーン運転費（25t 夜間）		時間	1 時間	円		円	12
バックホウ運転費（昼間）		時間	1 時間	円		円	13
バックホウ運転費（夜間）		時間	1 時間	円		円	14
点検整備		1式			円		
小計					円		
消費税(10%)					円		
合計					円		

注1) 数量の算出は、1ヶ月の間に実施した各工種の延べ時間数とする。ただし、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

注2) 昼間とは午前6時～午後8時までとし、夜間は午後8時～午前6時までとする。

※ この様式は、必要に応じて適宜変更可能なものとする。